

# 第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画

平成26年3月策定

宮 城 県

# 目 次

第1	本計画の目的	1
第2	計画期間	1
第3	計画策定の方向性	1
1	これまでの経緯	1
2	Ⅲ期計画での取組成果	2
3	県と公社等を取り巻く外部環境の変化	2
4	今後の方向性	3
第4	計画の取組内容	3
1	公社等の指定	3
2	改革の進め方	3
(1)	改善支援団体	4
(2)	自立支援団体	6
3	県の取組	6
(1)	経営評価への支援	6
(2)	財政的関与の適正化	6
(3)	委託の在り方の見直し	6
(4)	公社等代表者等への充て職の廃止・縮小	7
(5)	県職員の派遣の適正化	7
(6)	県退職者の再就職の適正化	7
(7)	その他公社等の運営改善等に向けた支援	7
4	公社等の取組	8
(1)	経営評価の実施	8
(2)	経営基盤の確立	8
(3)	効率的・合理的な組織運営	9
(4)	経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化	9
(5)	コンプライアンスの徹底	9
(6)	インターネット等による情報公開の推進	10
第5	進行管理	10
1	行政改革推進本部における進行管理	10
2	公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理	10
3	公社等の自己管理等	10
4	進行管理状況の公表	10
【参考】	公社等外郭団体 一覧(平成26年度指定 56団体)	11
	平成26年度に指定する公社等外郭団体の分類	13

## 第1 本計画の目的

本計画は、平成17年4月に施行された「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」（以下「公社等条例」という。）の趣旨である県及び公社等外郭団体<sup>※1</sup>（以下「公社等」という。）が、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律<sup>※2</sup>性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めるため、社会経済情勢の変化や東日本大震災からの復旧・復興に向けた新たな役割等を考慮しながら、公社等の役割・意義を問い直すとともに、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図ろうとするものです。

## 第2 計画期間

平成26年度から平成29年度までの4か年

## 第3 計画策定の方向性

### 1 これまでの経緯

県及び公社等は、県の関与の在り方の見直しや公社等の運営改善を通じ、それぞれの役割及び責任の分担を明確にし、公社等の自律性を高め、両者が協働して、県民福祉の向上に努めてきました。

平成9年度から取り組んだ「新しい県政創造運動」では、パートナーシップ改革として、公社等に対する県の関与の見直しと運営改善に着手しました。また、平成14年1月に策定した「公社等外郭団体見直し計画」、平成15年10月に策定した「公社等外郭団体改善計画」及び平成18年8月に策定した「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画」において、経営改善を働き掛ける団体の改革の方向性を示し、必要な助言・指導を行ってきました。

平成22年8月に策定した「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」（以下「Ⅲ期計画」という。）では、公社等を取り巻く外部環境の変化に的確に対応するため、団体運営に係る改善を早急に実施すべき公社等について重点的に調査審議等を行い、適切な助言・指導を行う一方で、収支状況等が良好で安定的経営を行っている公社等に対しては関与の度合いを弱め、一層の自立的運営の促進を図ってきました。

なお、平成22年度には、県議会に「県出資団体等調査特別委員会」が設置され、平成23年3月に調査審議対象となった公社等6団体<sup>※3</sup>に関する団体の在り方と改革の方向性について、提言が示されました。

### 《これまでの取組内容》

平成9年度	新しい県政創造運動（パートナーシップ改革として、公社等の見直しを位置付け）
平成11年度	「公社等外郭団体に対する県の関与の見直し、団体の運営改善の促進等に向けての取組方針」の策定（H11.5）
平成13年度	「公社等外郭団体の見直し方針」（H13.9）、「公社等外郭団体見直し計画」（H14.1）の策定
平成15年度	「公社等外郭団体改革計画」の策定（H15.10策定、H16.8、H17.8改訂）
平成16年度	「宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例」制定（平成17年4月施行）
平成18年度	「第Ⅱ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定（H18.8策定、H19.8、H20.8、H21.8改訂）
平成22年度	「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」策定（H22.8策定、H24.8、H25.4改訂） 県議会「県出資団体等調査特別委員会」からの提言（H23.3）

※1 公社等条例及び同条例施行規則に基づき、県が毎年度指定する団体。指定要件は「第4 計画の取組内容 1 公社等の指定」で解説しています。

※2 本計画では、公社等が自ら策定した経営方針に基づき、かつ、マネジメント力を生かして経営を行うことを「自律」、公社等が県からの財政的支援、人的支援、その他の関与を受けることなく事業を展開することが可能な状態を「自立」と表記しています。

※3 宮城県土地開発公社、社団法人宮城県農業公社、社団法人宮城県林業公社、宮城県道路公社、仙台空港鉄道株式会社、宮城県住宅供給公社の6団体（対象時点の団体名で表記）

## 2 Ⅲ期計画での取組成果

Ⅲ期計画に基づく取組により、公社等の解散や統合、県職員の派遣の適正化、累積欠損金のある団体の減少など、県の公社等への関与の見直しや自立的運営の促進が図られたほか、公社等においても、自ら経営状況の評価等を行い、自律的な経営に取り組み、運営改善に一定の成果が得られました。

特に、宮城県住宅供給公社及び一般社団法人宮城県林業公社の2団体について、公社等の借入金を整理し、公社等の財政健全化と県の将来的な財政負担を抑制するため、第三セクター等改革推進債<sup>※4</sup>を活用して、抜本的な経営改善に取り組みました。

また、仙台空港鉄道株式会社についても、県が鉄道施設の一部（土地や橋脚など）を買い取り、その施設を鉄道会社が借り受け、鉄道事業を継続していく上下分離を行うなど、経営の改革に取り組みました。

一方で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被害により、復旧に向けた補助金や貸付金などが増加したため、財政的関与が一時的に増える結果となりました。

なお、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）等のいわゆる公益法人制度改革関連三法<sup>※5</sup>に基づく新公益法人制度<sup>※6</sup>の施行により、従前の社団法人・財団法人は、一般社団法人・一般財団法人又は公益社団法人・公益財団法人に移行したか、若しくは、移行せず解散し、手続を完了しています。

### （Ⅲ期計画当初との対比）

(1) 団体数	平成22年度	70団体	平成25年度	55団体 <sup>※7</sup>
(2) 財政的関与の状況	平成22年度	10,010百万円	平成24年度実績	10,745百万円
(3) 県職員の派遣状況	平成22年度	11団体18人	平成25年度実績	9団体16人
(4) 累積欠損の状況	平成22年度	15団体	平成24年度実績	9団体
(5) 公社等の常勤役員	平成22年度	1,651人(県OB 163人)	平成25年度	1,447人(県OB 168人)
(6) 新公益法人制度への移行支援	平成25年度未現在	34団体移行済	(うち2団体が県の出資関係解消)	

## 3 県と公社等を取り巻く外部環境の変化

公社等は、これまで行政ではカバーしきれない分野において、県と連携しながら必要な公共サービスを提供する担い手として活動し、県民福祉の向上に大きな役割を果たしてきましたが、指定管理者制度をはじめとした公共サービスへの民間企業等の参入等により、新たな公共サービスの担い手が増えてきました。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の施行を踏まえて、第三セクター等について存廃も含めた抜本的改革を集中的に進めるためのガイドラインや指針<sup>※8</sup>が総務省から示され、平成21年度から平成25年度までの5年間で集中的かつ積極的に取り組むよう求められたほか、平成26年度以降についても第三セクター等の経営健全化に向けた取組について検討が進められているなど、公社等を取り巻く外部環境は著しく変化しています。

※4 「地方財政法」（昭和23年法律第109号）第33条の5の7の規定に基づき、地方公共団体が平成21年度から平成25年度の間に限り、第三セクター等の抜本的改革のために必要な経費を、議会の議決等の手続きを経て、地方債の対象にできる特例措置。宮城県住宅供給公社が平成24年度に、一般社団法人宮城県林業公社が平成25年度に活用。

※5 平成20年12月から施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）の三法。

※6 従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度が廃止され、登記手続きのみで社団法人及び財団法人（一般社団法人、一般財団法人）が設立可能となり、このうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者により構成された委員会の意見に基づく公益認定を受けることにより、公益法人（公益社団法人、公益財団法人）となることができる制度

※7 減少要因：解散 5団体、合併による減 2団体、出資関係解消 2団体、指定要件の見直しによる指定除外 5団体、施設譲渡による財政的関与無し 1団体

※8 「第三セクター等の改革について」（平成20年6月30日付け総務省自治行政局長通知）及び「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）

平成20年通知の趣旨を踏まえ、県は特に経営状況が厳しい状況にある第三セクター等4団体（社団法人宮城県農業公社、社団法人宮城県林業公社、株式会社仙台空港貿易促進センター、仙台空港鉄道株式会社）で改革プランを策定し、その経営改革を進めました。（策定時点の団体名で表記）

さらに、県内に甚大な被害をもたらした東日本大震災は、公社等の運営にも大きな影響を及ぼしました。震災被害により、解散を余儀なくされたり、負債が増大して運営状況が悪化した公社等もある一方で、復旧・復興に向けて業務が拡大している公社等もあります。

#### 4 今後の方向性

このような外部環境の変化を踏まえ、公社等には公益に果たす自らの役割及び存在意義を再確認し、自立した経営基盤の下で効果的かつ効率的なサービスを提供していきよう一層の改革に取り組むことが引き続き求められています。

そのため、県は、公社等を取り巻く外部環境の変化及び公社等の運営状況を的確に把握し、公社等への県の関与の適正化や公社等の自立的運営の更なる促進を図るとともに、公社等が東日本大震災からの復旧・復興における新たな役割を果たすことができるよう適切に助言・指導していくこととします。

なお、運営改善を早急に実施すべき公社等については、公社等が自立した経営基盤の下で効果的・効率的な公共サービスを提供できるよう、重点的に助言・指導を行うものとし、一方で、収支状況等が良好で安定的な経営を行っている公社等については関与の度合いを弱め、一層の自立的運営の促進を図ります。

### 第4 計画の取組内容

#### 1 公社等の指定

本計画の対象となる公社等は、公社等条例及び同条例施行規則に規定する以下の指定要件に基づき、県が毎年度指定します。

指定要件 (注)		公社等条例に定める県の役割	助言等の視点・留意事項
①	県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの	公社等が自ら行う経営評価等に対し、必要な助言又は指導を行います。また、次に掲げる事項に対し、必要に応じて助言又は指導を行うこととされています。	助言等は公社等の自律的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら実施することとされています。
② i	県の出資割合が5分の1以上4分の1未満であり、かつ県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの	(1) 公社等の目的に照らし、適切な内容の事業を効果的・効率的に実施すること。	特に、県の出資、出えん等の割合が2位以下の団体については、主導的役割を果たす他の出資者の意向に配慮します。
② ii	県の補助金等 <sup>※9</sup> が、総収入の4分の1以上のもの	(2) 理事、監事その他の役員について、適任者を選任すること。	県の財政的関与の適正化に努めます。
② iii	その他、県の施策との関連性、法人設立への県の関与の程度等から、①に準じて取り扱う必要があるもの	(3) 適切な会計処理、安全・確実な資産運用等、適正な財務運営に関すること。 (4) 公社等の統廃合、解散、民営化又は法人形態の転換を行うこと。	県の施策との関連性、法人設立への県の関与度合等に応じて必要な助言等を行います。

(注) ①は、公社等条例第2条第1号、② i から② iii までは同条例施行規則第2条第1項第1号から第3号までに規定する指定要件。指定に当たっては、前年度の出資割合及び前々年度の決算状況を踏まえ、①→② i →② ii →② iii の順に団体をチェックし、該当した要件が指定要件となります(要件が重複している場合は、上位の要件を指定要件としています)。

#### 2 改革の進め方

公社等が自律性を高め、県と協働して県民福祉の向上に向けたサービスを提供していくためには、公社等の経営基盤の強化が不可欠です。

改革を進めるに当たっては、公社等の設立目的の有効性や業務実施主体の代替性の観点から、現時点での公社等の役割・意義について検証するとともに、経営状況や業務に対する今後の需要見込みにより経営基盤の健全性について検証した上で、県の政策的判断を加味し、「改善支援団体」及び「自立支援団体」の2つに分類することとします。

※9 補助金、委託金及び負担金並びに指定管理者を導入している公の施設の利用料金の合計

## (検証の視点)

検証事項	視 点
設立目的の有効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体設立に至った背景, 設立目的</li> <li>◇ 団体を取り巻く社会経済状況等の変化</li> <li>◇ 団体の設立目的・事業内容と県の施策方針との整合性</li> <li>◇ 団体の事業内容と設立目的との整合性 など</li> </ul>
業務実施主体の代替性	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 団体の設置根拠 (法令による義務付けの有無)</li> <li>◇ 他の事業主体 (他の公益法人, 民間企業, NPO法人等) が行う事業との競合関係</li> <li>◇ 団体の事業を県直営で行うことの可否 など</li> </ul>
業務に対する今後の需要見込	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県からの財政的関与 (補助, 委託など) を除いた業務の見込み</li> <li>◇ 団体が行うサービスの利用率や業務実績等の推移</li> <li>◇ 新規事業の可能性 など</li> </ul>
経営状況	<p><b>【プラス要因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 2期連続で収支 (当期正味財産増減額, 経常損益等) がプラスである。</li> <li>◇ 正味財産比率や自己資本比率が30%以上である。  正味財産比率 (正味財産 ÷ 資産合計額 × 100)  自己資本比率 (資本合計額 ÷ 資産合計額 × 100)</li> <li>◇ 流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債 × 100) が100%以上である。 (企業会計の場合)</li> </ul> <p><b>【マイナス要因】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 累積欠損金があり (県からの運営費補助等により, 累積欠損金の発生が回避されている場合を含む。), 自力で解消できる見込がない。  ※特に会社法法人の場合, 債務超過又は累積欠損金が資本金の50%を超えている。</li> <li>◇ 2期連続で収支 (当期正味財産増減額, 経常損益等) がマイナスである。</li> <li>◇ 正味財産比率や自己資本比率が30%未満である。</li> <li>◇ 流動比率 (流動資産 ÷ 流動負債 × 100) が100%未満である。 (企業会計の場合)</li> <li>◇ 経常利益率が2期連続でマイナスである。</li> <li>◇ 売上実績, 業務実績等が減少しており, それが一過性のものではない。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特定調停に基づく第三セクター等改革推進債を活用し, 経営改善を図っている。</li> </ul>

## (1) 改善支援団体

厳しい経営環境等から業務実績が停滞するなど経営改善が必要な公社等, 将来の需要予測などから組織の在り方を検討する必要がある公社等, 一部事業が他の民間事業者との競合状態であるなど今後の事業の在り方を検討する必要がある公社等及び第三セクター等改革推進債を活用して経営改善に取り組んでいる公社等を「改善支援団体」に分類し, 県の指導を重点化します。

改善支援団体は, 公社等条例第12条に規定する宮城県公社等外郭団体経営評価委員会 (以下「経営評価委員会」という。) による調査審議の対象とします。

ただし, 公社等条例第7条で, 他の出資者の利益を損なわないよう配慮すべきとされていることを踏まえ, 当該公社等の経営等に主導的役割を果たしている県以外の出資者がいる場合は, 当該出資者の意向を尊重して必要な範囲で助言又は指導を行うこととし, 経営評価委員会の調査審議の対象としないこととします。

また, 公社等が, 統廃合や株式の譲渡等により解散又は県との出資・出えん関係の解消を決定し, 公社等条例及び同条例施行規則の指定要件に該当しなくなることが予定されている場合も, 経営評価委員会の調査審議の対象としないこととします。

団体名	県の改革の進め方
阿武隈急行株式会社	<p>団体が平成26年3月に策定した新たな長期経営計画（平成26年度～平成35年度）及び経営健全化5カ年計画（平成26年度～平成30年度）に基づく取組が着実に推進され、団体の収支健全化が図られるよう、福島県及び沿線市町と連携して、必要な助言又は指導を行います。</p> <p style="text-align: right;"><b>ただし書該当</b></p>
公益財団法人みやぎ産業振興機構	<p>団体が財政基盤を確立するため平成24年6月に策定した「経営計画2012」等に基づく経営改善が着実に進められるよう、必要な助言又は指導を行うとともに、団体が本県の産業振興施策の実施機関としての役割を果たすために必要な支援を行いながら、適時、業務と適正な職員派遣の在り方を検討します。</p>
株式会社テクノプラザみやぎ	<p>産業技術総合センターや産業支援機関との連携強化などにより、地域企業に対する支援や事業内容を充実することで、入居者の確保、賃貸収入の維持が図られるよう働きかけていくほか、団体が平成26年4月に策定する「第3次中期事業計画」の進行状況を把握し、着実な財務体質の改善に向けて助言又は指導を行います。</p>
株式会社インテリジェント・コスモス研究機構	<p>投資有価証券評価損等による累積損失について、同社の投資有価証券運用方針を踏まえて、事業の現状や課題を分析し、今後の法人のあり方について、他の株主と検討・協議を進めていきます。</p> <p>また、産学官連携による産業創出という団体の使命に照らし、官の立場から必要な助言又は指導を行います。</p> <p style="text-align: right;"><b>ただし書該当</b></p>
公益財団法人宮城県国際化協会	<p>会費収入等が減少していることから、引き続き収入確保に努めていくとともに、経営の安定化を図るよう必要な助言又は指導を行います。</p>
株式会社仙台港貿易促進センター	<p>アクセル事業を県に売却したことから、堅調な仙台港国際物流ターミナル事業を柱に、累積損失の縮減・解消に向け、引き続き必要な助言、指導又は支援を行います。</p>
公益社団法人みやぎ農業振興公社	<p>農業振興公社が主体的に経営改善の取組を継続して、健全な経営体質を実現し、担い手農家の支援や震災で被災した地域農業の復旧・復興など、農業振興公社が担うべき役割を積極的に果たしていくことができるよう必要な助言又は指導を行います。</p>
一般社団法人宮城県林業公社	<p>平成25年10月の特定調停成立を経て第三セクター等改革推進債を活用し、経営改善を図ることとしたことから、最終的な県民負担の更なる圧縮と本県林業の振興、森林の公益的機能の発揮に対する一層の貢献に向け必要な助言又は指導を行います。</p>
塩釜港開発株式会社	<p>団体の累積欠損金の解消に向けた経営改善について、筆頭出資者として主体的に関与している塩竈市と連携して必要な範囲で助言又は指導を行います。</p> <p style="text-align: right;"><b>ただし書該当</b></p>

団体名	県の改革の進め方
仙台空港鉄道株式会社	<p>平成22年5月に県が策定した改革支援プラン「行動計画」に基づき、収支の改善に向け、収入の拡大や経費の節減などの団体の取組を引き続き支援していくとともに、必要な助言又は指導を行います。</p> <p>また、団体の将来的な安定経営及び利便性向上のための方策について検討を進めます。</p>
仙台エアカーゴターミナル株式会社	<p>国際定期便の回復状況や航空貨物の需要見通し等を的確に把握しながら、収支の改善が図られるよう、助言又は指導を行います。</p> <p>また、国の空港経営改革の動きに合わせ、空港の経営一体化及び民間運営委託を推進します。</p>
宮城県住宅供給公社	<p>平成24年10月に特定調停に基づく第三セクター等改革推進債を活用し、経営改善を図ったことから、早期の分譲事業の廃止に向けた助言又は指導を行うとともに、管理代行制度に基づく県営住宅の管理業務のほか、様々な公的住宅管理業務の円滑かつ効率的な推進に向けて指導を行います。</p>

## (2) 自立支援団体

収支状況等が良好であり、更なる経営改善や県の関与の見直しで経営基盤の強化を目指す公社等を「自立支援団体」に分類し、所管部局（主務課）が主体となって自立的運営に向けた必要な助言又は指導を行います。

## 3 県の取組

県は、公社等の経営評価及び運営等に関して、公社等の自立的運営及び他の出資者等の利益を損なわないよう配慮しながら、公社等条例に基づき、団体の経営状況等に応じて、必要な助言又は指導を行います。

### (1) 経営評価への支援

- 経営評価は、公社等自らが事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績を評価して、翌年度以降の経営に反映させるものです。県は、公社等が実施する経営評価を支援するため、所管部局（主務課）が主体となって公社等に必要な助言又は指導を行います。
- 改善支援団体に分類された公社等については、原則として、経営評価委員会による調査審議が行われることから、所管部局（主務課）は、経営評価委員会の意見を十分に尊重して適切な助言又は指導を行います。

### (2) 財政的関与の適正化

- 補助金等による財政的関与は、公社等の自立的運営の促進を図る観点から、県の施策との関連性などを考慮し、その適正化を図ります。
- 補助事業については、これまでも運営費補助の廃止など見直しを進めてきたところですが、引き続き公益性の観点等から検証していきます。
- 負担金については、事業の意義や必要性について検証し、真に必要なものについて適切な負担を行うこととします。

### (3) 委託の在り方の見直し

- 委託業務内容の見直しを随時行うとともに、現在随意契約で委託している業務についても、競争入札の適用の可否について検討します。



#### (4) 公社等代表者等への充て職の廃止・縮小

- 経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から、代表者への充て職<sup>※10</sup>は原則廃止し、また、理事、監事その他役員等についても必要最小限とするよう取り組みます。
- 円滑な事業執行を図る上で継続が必要とされる場合<sup>※11</sup>は、その理由を明確にするとともに、互選により知事等が恒常的に代表者に選出されている公社等に対しては、その必要性について見直しを行うよう理解を求めています。

#### (5) 県職員の派遣の適正化

- 県職員の派遣は、県の施策を推進するために人的援助が必要な場合や、県からの新たな業務受託等に伴い県職員の支援が真に必要な場合に限るものとし、その期間も必要最小限な期間とします。
- 派遣の実施に当たっては、公社等外郭団体総合調整委員会<sup>※12</sup>に諮った上で、法令等<sup>※13</sup>に基づき、適正な派遣を行います。

#### (6) 県退職者の再就職の適正化

- 県退職者の再就職については、公社等の自立に向けて必要な特定の知識・経験・能力等を配慮して適正に行うこととしており、「退職する職員の再就職に関する取扱要綱」（平成15年10月24日施行）に基づき、再就職の透明性、公平性、妥当性を確保しながら適切に運用していきます。
- 県退職者の公社等への再就職の状況については、同要綱に基づき、本庁課長級（相当職を含む。）以上で退職し再就職した職員について、氏名、退職時の職名、再就職先名等を公表します。

#### (7) その他公社等の運営改善等に向けた支援

- 公社等がコンプライアンス<sup>※14</sup>を徹底していくよう必要な助言・指導を行います。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率<sup>※15</sup>が未達成の公社等について、障害者雇用の促進に向け、助言・指導を行います。
- 公社等への新規又は追加の出資の在り方について、適宜、見直しを行います。
- 統廃合や法人形態の転換等に当たって解決すべき公社等の債権・債務の整理や職員の雇用問題、他の出資者等との調整などについては、公社等と協調して対応し、円滑な移行を支援します。
- 公社等が作成する統廃合等に向けた事務の実施スケジュールの進行管理を行います。

---

※10 知事、副知事又は部局長の職（地位）にある者が、恒常的に公社等の代表者等に就任すること。

※11 例として、(1)団体内の利害調整を行うのに不可欠な場合、(2)国や関係機関との調整等を行う上で有利な場合、(3)団体の業務内容に照らして他の者が代表者等となるのが適さない場合等が挙げられます。

※12 公社等の指定、公社等への職員の派遣、出資など、公社等に関する重要な事項の審議を行うため設置したもので、副知事を会長とし部局長等で構成しています。

※13 「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」（平成12年法律第50号）、「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」（平成13年宮城県条例第63号）及び「公益法人等への職員の派遣等に関する要綱」（平成14年10月1日施行）

※14 事業活動において法律を遵守すること、広くは倫理や道德などの社会的規範を守って行動することであり、一般的には、法令遵守と訳されます。不祥事が与えるダメージは、事態収束のために要する直接コストのみならず、信用失墜、イメージ低下、社会的制裁など極めて大きいことから、不祥事が発生しないようにコンプライアンスを重視することは、公社等の経営の最重要課題の1つとなってきます。

※15 法律の規定に基づき、事業主はその雇用する労働者に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）となるよう義務付けられています。

法定雇用率（平成25年4月1日設定）

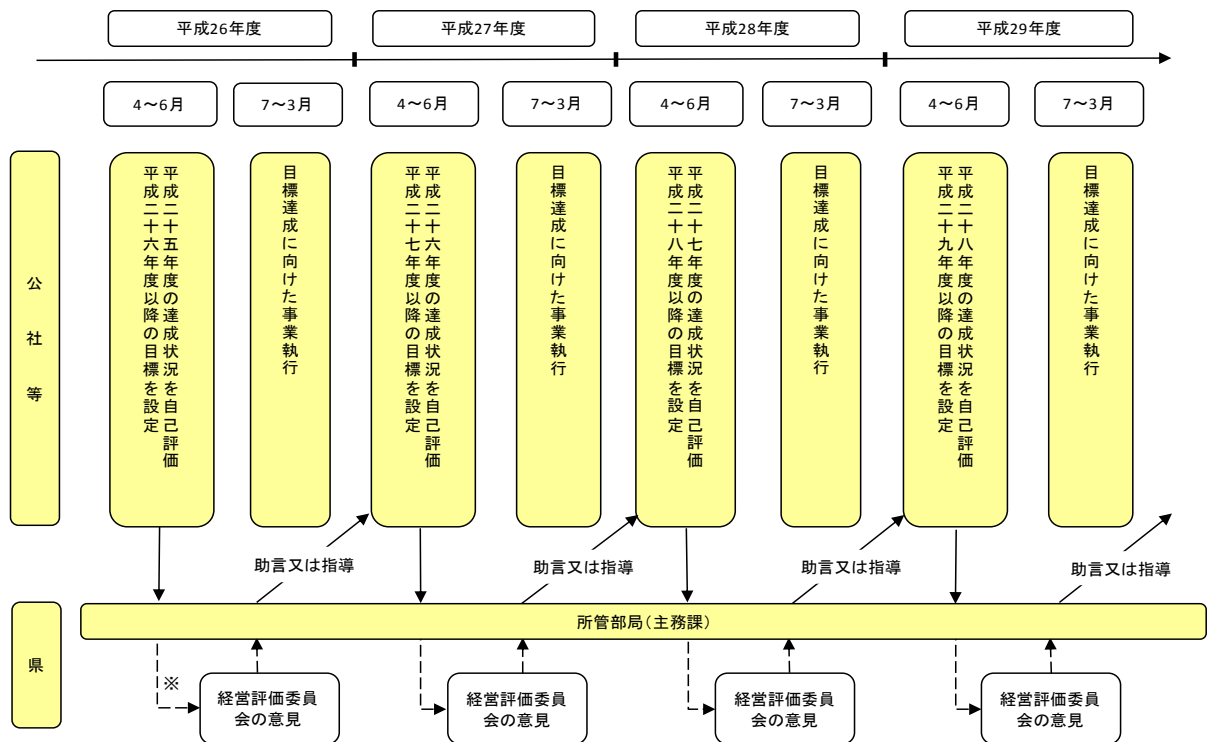
同法施行令に定める特殊法人 2.3%、その他の民間企業等 2.0%

#### 4 公社等の取組

公社等はこれまでも、景気の低迷や金利の低下など厳しい環境の中、自ら経営改善などを行い、効果的で効率的な団体運営及び事業展開に取り組んできましたが、今後も、取り巻く環境変化への確に対応しつつ、公社等自らの役割・意義を再認識し、自立した経営基盤の下で効果的で効率的な公共サービスを提供していくため、次のような取組を計画的に実施するよう努めるものとします。

##### (1) 経営評価の実施

- 公社等自らが、事業実施に先立ち、経営改善のための数値目標を設定し、事業実施後に実績評価を行って、翌年度以降の経営に反映させる経営評価の取組を引き続き実施します。
- 事業年度終了後に、当該年度の目標と実績の比較、当該年度の実績と前年度までの実績との比較、経営指標の分析等を行い、目標値の設定が適当であったか、当該年度の各目標値の達成率が十分な水準であるか等を評価し、団体改革計画表<sup>※16</sup>に記載します。評価の結果は、次年度以降の経営に反映させるものとします。
- 改善支援団体に分類された公社等は、経営評価委員会による調査審議を受けて必要な経営改善等を進めていくとともに、その取組状況について「改革スケジュール及び取組状況報告書<sup>※17</sup>」に記載します。



※県は、公社等が行う経営目標・評価等への助言又は指導を行う際、必要に応じて、経営評価委員会の意見を聴きます。

##### (2) 経営基盤の確立

- 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益社団法人・公益財団法人については、同法の規定に基づき、役職員数及び報酬・給与等の支給基準を定め、公表するものとします。

※16 公社等が自ら経営目標と実績について評価した結果や本計画における「県の取組」及び「公社等の取組」の実施状況等を取りまとめたものです。また、本計画表は、公社等条例に基づき、議会に報告するとともに、インターネット等を通じて公表します。

※17 改善支援団体が、経営改善の目標達成に向けて取り組んだ内容や、経営評価委員会での意見とその反映状況等を取りまとめたものです。また、本報告書についても、公社等条例に基づき、議会に報告するとともに、インターネット等を通じて公表します。

また、その他の公社等については、その事業規模に応じた役職員数及び報酬・給与等の適正化に努めるものとし、特に、県が2分の1以上出えんしている「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定する一般社団法人・一般財団法人については、次の事項に努めるものとし、

- イ 役員の報酬・退職金に関する規程の整備と公開
  - ロ 役職員の報酬・退職金等の水準を地方公務員と比べ不当に高額でないようにすること
  - ハ 役員の在任年齢についての規程の整備
- 会計基準に基づく適正な会計処理に努めるものとし、
- イ 住宅供給公社においては地方住宅供給公社会計基準、道路公社においては地方道路公社法施行規則、土地開発公社においては土地開発公社経理基準要綱等に基づいて会計処理を行うこと。
  - ロ 会社法法人においては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準を適用すること。
  - ハ 公益社団法人・公益財団法人及び一般社団法人・一般財団法人においては、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従う必要があること。
- 資金運用体制を明確化するとともに、運用しようとする資金の性格、運用すべき期間等を踏まえ、あらかじめ、資金の運用に関する方針や、債券で運用する場合の格付けを含めた資金の運用基準を明確にするよう努めるものとし、
- 契約方法を見直し、県からの委託業務や指定管理者制度による公の施設の管理運営業務の一部を再委託する場合は、競争性の確保に努めるものとし、

### (3) 効率的・合理的な組織運営

- 公社等は、事務事業の見直しや不採算事業等の廃止、組織機構のスリム化に努めるものとし、
- 組織及び事業の効率化に資するため、統廃合や法人形態の転換についても、県とともに積極的に検討するよう努めるものとし、
- 統廃合や法人形態の転換等を行う公社等は、移行に必要な清算業務、残余財産の処分等の実施スケジュールを作成し、県と協調して着実な実施を図るものとし、
- 合理的な組織運営を行うため、今後の事業計画や事業展開を踏まえ、長期的な視点に立った計画的な職員の採用・育成に努めるものとし、

### (4) 経営責任の明確化と経営管理及び監査体制の強化

- 公社等は、独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行すべきであることから、経営者の職務権限や責任を明確にしておくよう努めるものとし、
- 役員等の経営幹部へは、経営感覚に優れ、事業に精通した人材の登用が望ましいことから、民間経験者を含む多様な人材の活用に努めるものとし、
- 公社等の自律性を高める観点から、知事等が代表者に就任している公社等については、その必要性を見直し、充て職の廃止に向けた取組に努めるものとし、また、理事、監事その他役員等に係る充て職についても必要最小限とするよう努めるものとし、
- 監事・監査役は、法人の運営が適正に行われるための重要な職責を担う者であり、公社等の運営に係る適正な監査を実施する観点から、選任に当たっては、公認会計士等法人の業務運営や会計制度などに一定の知見を有する者を外部から選任するよう努めるものとし、

### (5) コンプライアンスの徹底

- 公社等は、県と連携しながら公共サービスを提供する担い手として、県民福祉の向上等に大きな役割を果たしてきていることから、今後も県民からの信頼のもと運営していくためにも、コンプライアンスを徹底していくとともに、職員の意識醸成に努めるものとし、
- 労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮を行うとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用に努めるものとし、

## (6) インターネット等による情報公開の推進

- 公社等の情報公開に当たっては、インターネットなどを活用し、県民がより簡単に情報を入手できるよう積極的な情報の提供に努めるもの<sup>※18</sup>とします。
- 情報公開に当たっては、「個人情報保護条例」（平成8年宮城県条例第27号）等に基づき、個人情報を適正に取り扱うもの<sup>※19</sup>とします。

## 第5 進行管理

### 1 行政改革推進本部における進行管理

県は、知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部（以下「推進本部」という。）において、本計画全体の進行を管理します。

公社等の所管部局長は、県の取組状況を毎年度取りまとめ、本部長に報告します。推進本部では、県の取組状況や、公社等から提出される団体改革計画表に記載された1年間の取組状況及び経営自己評価結果並びに改善支援団体に分類された公社等から提出される改革スケジュール及び取組状況報告書を「第IV期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組成果」（以下「改革計画の取組成果」という。）として取りまとめ、その内容をもとに、必要に応じ本計画の見直しを行うとともに、公社等の所管部局長に対して本部長が必要な指示を行います。

所管部局長は、本部長からの指示事項のほか、経営評価委員会の意見を最大限に反映させ、公社等に対し、必要な助言又は指導を適正に行うこととします。

### 2 公社等外郭団体総合調整委員会における進行管理

県は、副知事を会長とする公社等外郭団体総合調整委員会において、毎年度、県職員の派遣、公社等への出資、合併・解散、定款の重要な変更等についても、随時、その妥当性等を判断していきます。

### 3 公社等の自己管理等

公社等は、経営評価により、前年度の取組について、自ら経営を評価し、その結果及び当該年度以降の経営目標等を団体改革計画表に記載し、6月末日までに知事、教育委員会又は公安委員会（以下「知事等」という。）に提出することとします。

また、改善支援団体は、改革スケジュール及び取組状況報告書を作成し、団体改革計画表と併せて提出することとします。

知事等は、公社等からの報告に基づき、推進本部での検討を行います。

### 4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理状況については、改革計画の取組成果を取りまとめ、公社等条例に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

行政経営推進課ホームページURL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/>

---

※18 「情報公開条例」（平成11年宮城県条例第10号）、「出資団体の情報の公表に関する要綱」（平成11年7月1日施行）、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合わせ）及び公社等条例に基づく県からの要請により定款、事業報告書（営業報告書）、収支計算書（損益計算書）、貸借対照表等の業務・財務に関する資料の公開に努めることとされています。

※19 「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び「個人情報保護条例」に基づき、公社等は個人情報の適正な取扱いを行うこととされています。また、同条例第4条第2項の規定に基づき指定された団体は、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めることとされています。

【参考】 公社等外郭団体 一覧(平成26年度指定 56団体)

※平成26年度の指定において、県出資額は平成25年度末の数値を、県補助金等割合は平成24年度実績の数値を使用しています。

団体番号	団体名	県出資額 (千円)	公社等指定要件(※網掛は主たる要件)					
			出 資			財政的関与		その他
			該当 条項	県出資 割合(%)	出資 順位	該当 条項	収入に占める 県補助金等 の割合(%)	該当 条項
1	公益財団法人東北自治研修所	50		0.1	同率2	② ii	36.6	
2	一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会	0		0.0	—	② ii	71.0	
3	宮城県土地開発公社	50,000	①	100.0	1		0.1	
4	仙台臨海鉄道株式会社	240,000	①	33.3	同率1	② ii	0.0	
5	阿武隈急行株式会社	384,000	①	25.6	2		2.6	
6	公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団	100,000	①	38.2	1	② ii	65.6	
7	公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター	2,000		23.8	2	② ii	87.3	
8	公益財団法人宮城県環境事業公社	50,000	①	33.3	2		0.0	
9	公益財団法人宮城県文化振興財団	1,155,000	①	99.7	1	② ii	40.7	
10	公益財団法人慶長遣欧使節船協会	500,000	①	50.0	同率1	② ii	66.2	
11	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	10,000	①	90.9	1	② ii	42.1	
12	一般財団法人宮城県地域医療情報センター	0		0.0	—	② ii	91.9	
13	一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会	0		0.0	—	② ii	100.0	
14	公益社団法人宮城県精神保健福祉協会	0		0.0	—	② ii	97.3	
15	公益財団法人宮城県腎臓協会	200,000	①	39.6	1		6.7	
16	公益財団法人みやぎ産業振興機構	1,776,766	①	74.6	1		10.9	
17	株式会社テクノプラザみやぎ	1,000,000	①	28.2	同率1		10.8	
18	株式会社インテリジェント・コスモス研究機構	1,000,000		11.8	同率2		2.0	② iii
19	一般社団法人宮城県計量協会	0		0.0	—	② ii	29.1	
20	宮城県信用保証協会	7,387,642	①	33.9	2		0.9	
21	宮城県商工会連合会	0		0.0	—	② ii	55.3	
22	宮城県中小企業団体中央会	0		0.0	—	② ii	48.1	
23	公益社団法人宮城県トラック協会	0		0.0	—	② ii	64.8	
24	宮城県職業能力開発協会	0		0.0	—	② ii	38.7	
25	公益社団法人宮城県観光連盟	0		0.0	—	② ii	40.4	
26	公益財団法人宮城県国際化協会	750,000	①	71.8	1	② ii	56.5	
27	一般財団法人みやぎ産業交流センター	900,000	①	50.6	1		0.1	
28	株式会社仙台港貿易促進センター	710,000	①	32.5	同率1		12.1	
29	公益社団法人宮城県国際経済振興協会	0		0.0	—	② ii	91.1	
30	宮城県漁業信用基金協会	811,250	①	29.5	2		0.0	
31	宮城県農業信用基金協会	694,700		13.5	2		0.0	② iii
32	公益社団法人宮城県物産振興協会	0		0.0	—		6.7	② iii
33	公益社団法人みやぎ農業振興公社	2,020,600	①	64.7	1		22.5	
34	公益財団法人翠生農学振興会	35,000	①	35.0	1		0.0	
35	宮城県農業会議	0		0.0	—	② ii	66.5	
36	公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会	172,000	①	41.5	1		17.4	
37	一般社団法人宮城県畜産協会	147,500	①	56.1	1		1.5	

団体番号	団体名	県出資額 (千円)	公社等指定要件(※網掛けは主たる要件)					
			出 資			財政的関与		その他
			該当 条項	県出資 割合(%)	出資 順位	該当 条項	収入に占める 県補助金等 の割合(%)	該当 条項
38	宮城県土地改良事業団体連合会	30,000		2.2	3	② ii	25.5	② iii
39	公益財団法人みやぎ林業活性化基金	250,000	①	49.9	1	② ii	28.1	
40	一般社団法人宮城県林業公社	100,000	①	86.7	1	② ii	67.8	
41	公益財団法人宮城県水産振興協会	50,000		19.4	2	② ii	76.6	
42	公益社団法人宮城県建設センター	0		0.0		② ii	35.2	
43	一般財団法人みやぎ建設総合センター	150,000	①	46.2	1		0.0	
44	宮城県道路公社	9,765,000	①	100.0	1		0.1	
45	公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社	20,000	①	100.0	1		0.0	
46	宮城県開発株式会社	30,000	①	33.3	1		0.1	
47	塩釜港開発株式会社	334,000	①	28.3	2		0.0	
48	仙台空港鉄道株式会社	3,769,000	①	52.9	1		0.6	
49	仙台空港ビル株式会社	1,372,500	①	42.9	1		1.1	
50	仙台エアカーゴターミナル株式会社	395,000	①	27.5	1		4.1	
51	一般財団法人宮城県下水道公社	0		0.0		② ii	94.4	
52	宮城県住宅供給公社	20,500	①	93.8	1		16.1	
53	公益財団法人宮城県スポーツ振興財団	250,000	①	50.0	1	② ii	63.3	
54	公益財団法人宮城県体育協会	75,000	①	54.7	1	② ii	82.8	
55	公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター	300,000	①	48.4	1		24.5	
56	一般社団法人宮城県交通安全協会	0		0.0	—		7.8	② iii

#### 公社等指定要件

- ① 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で、県の出資割合が4分の1以上のもの（条例第2条第1号）
- ② i 県の出資割合が5分の1以上4分の1未満であり、かつ、県が当該法人の最大株主又は最大出資者となっているもの（規則第2条第1項第1号）
- ② ii 県の補助金等が、総収入の4分の1以上のもの（規則第2条第1項第2号）  
 なお、補助金等には、以下のものは含まない（規則第2条第2項）
  - 一 施設整備等を目的とする単年度の補助金その他これに類するもの
  - 二 一般競争入札等の競争により業務委託の相手方を選定した場合における当該業務委託に係る委託金
  - 三 公募の手続を経て指定された指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合における当該公の施設の管理に係る委託金及び利用料金
- ② iii その他、県の施策との関連性、法人設立への県関与の程度などから、①に準じて取り扱う必要があるもの（規則第2条第1項第3号）

条例＝宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（平成16年宮城県条例第54号）

規則＝同条例施行規則（平成17年宮城県規則第78号）

## 平成26年度に指定する公社等外郭団体の分類

### 1 改善支援団体（12団体）

阿武隈急行株式会社，公益財団法人みやぎ産業振興機構，株式会社テクノプラザみやぎ，  
株式会社インテリジェント・コスモス研究機構，公益財団法人宮城県国際化協会，  
株式会社仙台港貿易促進センター，公益社団法人みやぎ農業振興公社，一般社団法人宮城県林業公社，  
塩釜港開発株式会社，仙台空港鉄道株式会社，仙台エアカーゴターミナル株式会社，宮城県住宅供給公社

### 2 自立支援団体（44団体）

公益財団法人東北自治研修所，一般社団法人宮城県危険物安全協会連合会，宮城県土地開発公社，  
仙台臨海鉄道株式会社，公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団，  
公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター，公益財団法人宮城県環境事業公社，  
公益財団法人宮城県文化振興財団，公益財団法人慶長遣欧使節船協会，社会福祉法人宮城県社会福祉協議会，  
一般財団法人宮城県地域医療情報センター※，一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会，  
公益社団法人宮城県精神保健福祉協会，公益財団法人宮城県腎臓協会※，一般社団法人宮城県計量協会，  
宮城県信用保証協会，宮城県商工会連合会，宮城県中小企業団体中央会，公益社団法人宮城県トラック協会，  
宮城県職業能力開発協会，公益社団法人宮城県観光連盟，一般財団法人みやぎ産業交流センター，  
公益社団法人宮城県国際経済振興協会，宮城県漁業信用基金協会，宮城県農業信用基金協会，  
公益社団法人宮城県物産振興協会，公益財団法人翠生農学振興会，宮城県農業会議，  
公益社団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会，一般社団法人宮城県畜産協会，  
宮城県土地改良事業団体連合会，公益財団法人みやぎ林業活性化基金，公益財団法人宮城県水産振興協会，  
公益社団法人宮城県建設センター，一般財団法人みやぎ建設総合センター，宮城県道路公社，  
公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社，宮城県開発株式会社，仙台空港ビル株式会社，  
一般財団法人宮城県下水道公社，公益財団法人宮城県スポーツ振興財団，公益財団法人宮城県体育協会，  
公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター，一般社団法人宮城県交通安全協会

(注) 下線付き：Ⅲ期計画と分類が変更となる団体

網掛け：他団体が筆頭株主となっている団体

※ 印：平成26年4月に一般財団法人または公益財団法人に移行予定